

指定難病患者の皆さまを対象に、「登録者証」の発行が始まります。

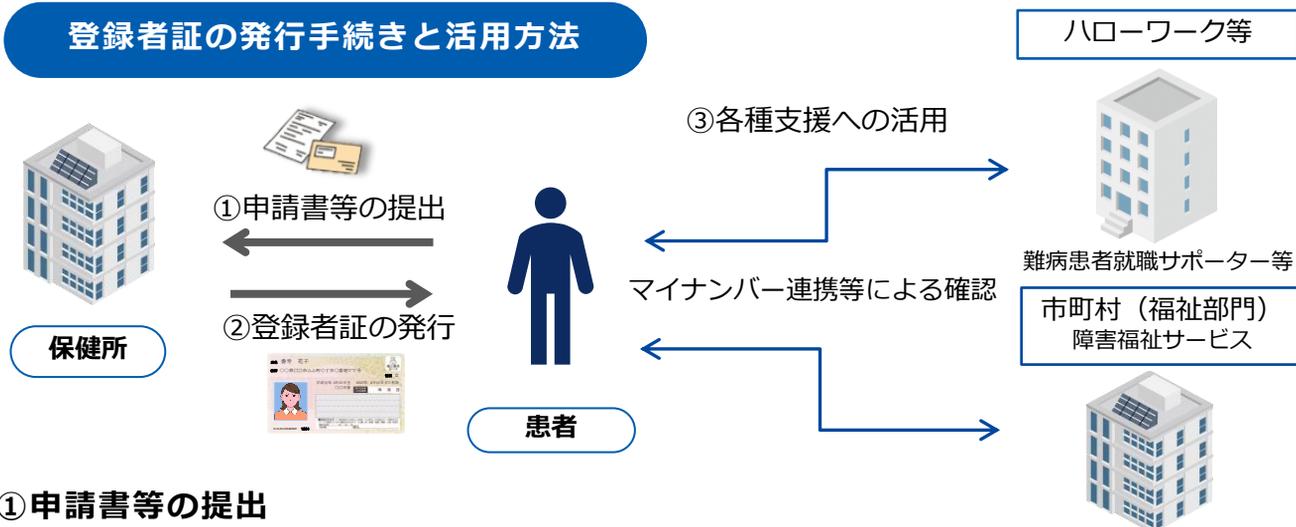
※ 登録者証とは？

市町村などにおいて実施される障害福祉サービス等の公的サービス利用時に、難病法に基づく指定難病の患者であることを証明できるものです。

なお、利用するサービスによっては別途医師の意見書等が必要になるなど、難病であることの確認方法が異なりますので、あらかじめ各サービスの担当にお問い合わせください。

また、登録者証では、医療費の助成は受けられませんので御注意ください。

登録者証の発行手続きと活用方法



① 申請書等の提出

登録者証の申請の際は、申請書のほか、指定難病にかかっていることを証明する資料（臨床調査個人票、却下通知（指定難病にかかっている旨が確認できるものに限る）、指定難病の医療受給者証等）の添付及び患者の個人番号確認書類（個人番号カード、住民票（個人番号付き）等の写し）・身元確認書類（運転免許証、個人番号カード、パスポート、身体障害者手帳等の写しなど）が必要となります。

② 登録者証の発行

原則として**マイナンバー情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証になります**。ただし、マイナンバー情報連携を活用することができない状況にあるときは、申請者からの求めに応じて書面により発行することも可能です。

③ 各種支援への活用

マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを提出することで、指定難病患者であることを証明できます。書面の登録者証をお持ちの方は、その登録者証を提出して証明することも可能です。

利用するサービスによって確認方法が異なりますので、あらかじめ各サービスの担当にお問い合わせください。

難病に関する情報

指定難病に関する情報については、

「**難病情報センター**」のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nanbyou.or.jp/>



登録者証の詳細について

右のQRコードより、登録者証についての詳細情報がご覧いただけます。

